

公立保育所の副食費の改定について

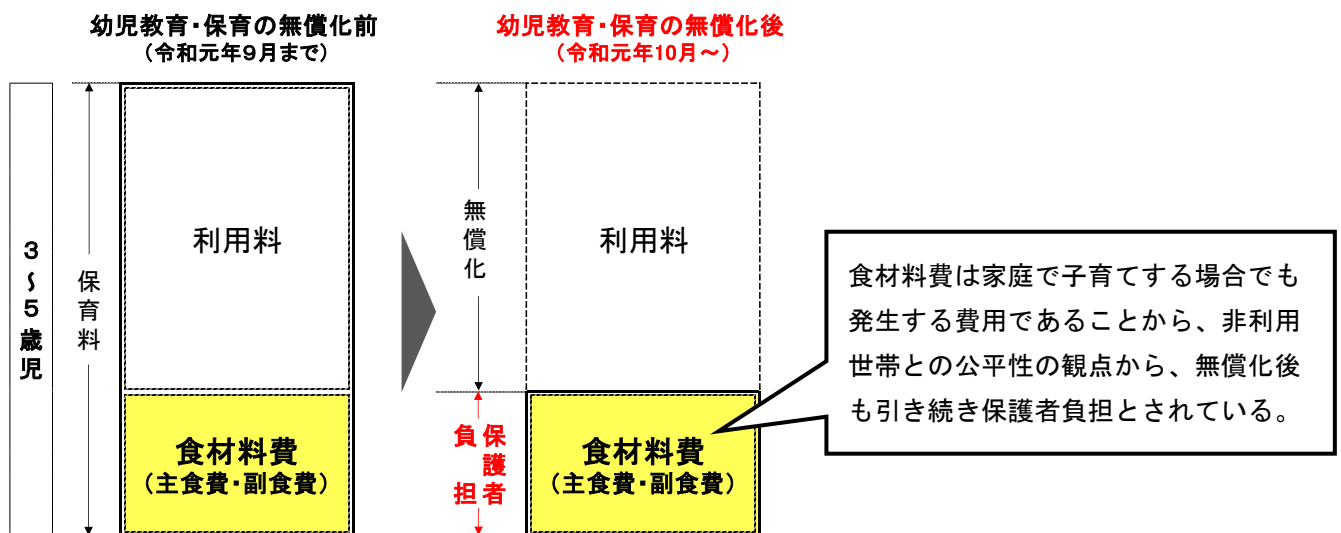
1 保育所等の副食費の現状

令和元年 10 月からの 3 歳以上児の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の 2 号認定の子ども（3 歳以上児）の副食費については実費徴収とされています。

これは、食材料費（主食費・副食費）については保護者の負担とする無償化以前からの考えを維持することを国が示したことによるもので、その額は「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」（令和元年 6 月 27 日付け府子本第 219 号・子保発 0627 第 1 号）において、当時の公定価格 4,500 円を目安とし、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して各施設において定めることとされています。

副食費の公定価格については、近年の物価上昇等を受け、令和 5 年度に 4,700 円に改定され、以降毎年改定が行われていますが、本市の公立保育所（5 園）においては、4,500 円に据え置いています。

（図 1）幼児教育・保育の無償化後の食材料費の考え方



（表 1）公定価格と市内保育所等の副食費の推移

	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
公定価格	4,800 円	4,900 円	5,100 円
東御市公立保育所	4,500 円	4,500 円	4,500 円
海野保育園※	4,800 円	4,900 円	4,900 円
くるみ幼稚園（2号認定）※	4,750 円	4,750 円	4,850 円

※私立園は副食費に加え、主食費も徴収している。

（表 2）県内 19 市公立保育所の副食費（令和 8 年 6 月 30 日時点）

無償（市民のみ）	3,000 円	4,500 円	4,700 円	4,800 円	4,900 円
1 市	1 市	10 市	1 市	1 市	5 市

2 副食提供に要する食材料費の推移

本市の公立保育所における副食提供に要する1人当たりの食材料費の推移は表3のとおりです。

(表3) 公立保育所の副食提供に要する食材料費（1人当たり）の推移

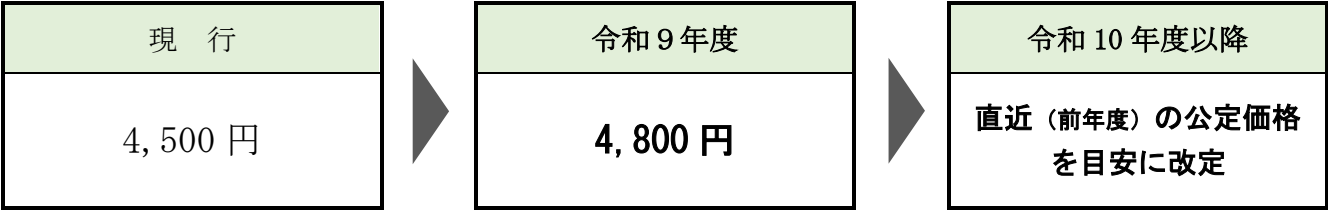
	R5年度	R6年度	R7年度
①1日当たり	250円	264円	261円
②1月当たり (=①×20日)	5,000円	5,280円	5,220円

3 今後の公立保育所の副食費の考え方について

栄養バランスのほか、地産地消の観点を重視した質の高い給食を提供するためには、保護者にご負担いただく副食費だけでは食材料費は賄えないため、賄えない分は市の財政負担としています。

これまで公立保育所の副食費については4,500円に据え置いてきましたが、昨今の物価高騰により、これ以上の市の財政負担が厳しい状況にあるほか、市内私立園の副食費との格差拡大の是正や非利用世帯との公平性の観点から、図2のとおり段階的に改定したいと考えています。

(図2) 公立保育所の副食費の改定案



4 改定に向けたスケジュール

- 令和8年 7月 定例教育委員会（検討状況を報告）
子育て支援審議会（諮問・答申）
- 12月 定例教育委員会（「東御市保育所の副食費の徴収に関する規則」の一部改正案について協議）
- 令和9年 1月 「東御市保育所の副食費の徴収に関する規則」の一部改正
保護者へ周知
- 4月 副食費の改定

5 その他

少子化対策及び低所得世帯の負担軽減を図るため、本市ではこれまでに副食費の軽減策を実施してきましたが、副食費改定後もこの軽減策は引き続き実施していきます。

副 食 費 の軽減策	第2子に該当する場合	→ 半額（市独自）
	第3子以降に該当する場合	→ 納付免除
	年収360万円未満相当世帯の子ども	→ 納付免除